

会社分割に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に基づく書面)

吸収分割

2023年2月22日

セントラル硝子株式会社

2023年2月22日
セントラル硝子株式会社
代表取締役 社長執行役員 清水 正

当社は、セントラル硝子プロダクツ株式会社(以下「セントラル硝子プロダクツ」という。)との間で2022年5月23日付で締結した「吸収分割契約書」及び2023年1月16日付で締結した「吸収分割契約の変更に関する覚書」に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社を分割会社、セントラル硝子プロダクツを承継会社として、当社の硝子繊維事業および電子材料用硝子事業を除く、当社の営む建築用硝子および自動車用硝子に係る製造・販売事業に関する権利義務をセントラル硝子プロダクツに承継させる吸収分割(以下「本件吸収分割」という。)を行うこととしました。本件吸収分割に関し、会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容(会社法第782条第1項)

当社とセントラル硝子プロダクツが2022年5月23日付で締結した「吸収分割契約書」は別紙1、2023年1月16日付で締結した「吸収分割契約の変更に関する覚書」は別紙2のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号)

セントラル硝子プロダクツは、普通株式9,000株を新たに発行し、その全てを当社に対して割り当て交付いたします。本件吸収分割にあたり、当社に対して割当交付されるセントラル硝子プロダクツの普通株式については、セントラル硝子プロダクツが当社の完全子会社であることを踏まえ、当社とセントラル硝子プロダクツとの協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

なお、本件吸収分割により増加するセントラル硝子プロダクツの資本金、資本準備金、その他資本剰余金および利益準備金の額は以下のとおりであり、本件吸収分割後におけるセントラル硝子プロダクツの事業内容および当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断いたします。

(1) 資本金の増加額	金9,000万円
(2) 資本準備金の増加額	金0円
(3) その他資本剰余金の増加額	会社計算規則第37条第1項に規定する株主資本等変動額から前各号に定める増加する資本金の額および資本準備金の額を控除した額
(4) 利益準備金の増加額	金0円

3. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第183条第4号・第5号)

(1) 承継会社

①承継会社の成立の日後に生じた重要な後発事象

承継会社の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

②承継会社の成立の日における貸借対照表

承継会社の成立の日における貸借対照表の内容は、別紙3のとおりです。

(2)分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

①自己株式の取得

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、会社法第459条第1項および定款第39条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議いたしました。

取得対象株式の種類	普通株式
取得し得る株式の総数	5,000,000株(上限とする) (発行済株式総数(自己株式を除く) に対する割合12.34%)
株式の取得価格の総額	100億円(上限とする)
取得期間	2022年5月12日～2023年3月24日

その後、2022年9月20日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付けを行うことを決議したことに伴い、同日開催の取締役会において、上記の自己株式の取得を中止することを決議いたしました。

なお、2022年9月20日までに買付した自己株式の累計は以下のとおりです。

買付株式数	1,401,000株
買付総額	4,375,617,800円

②自己株式の公開買付け

当社は、2022年9月20日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として公開買付けを行うことを決議し、2022年9月21日より公開買付けを実施し、2022年10月27日をもって終了いたしました。公開買付け等の結果は以下のとおりです。

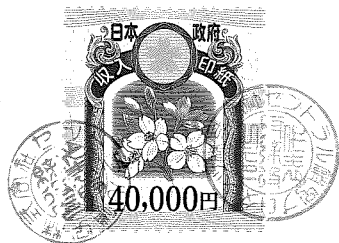
株券等の種類	普通株式
取得した株式の総数	14,285,653株
株式の取得価額の総額	49,999,785,500円

4. 吸収分割が効力を生じる日以降における、分割会社の債務または承継会社の債務（分割会社が承継会社に対し、吸収分割により承継させた債務）の履行の見込みに関する事項(会

社法施行規則第 183 条第 6 号)

当社およびセントラル硝子プロダクツともに、本件吸収分割後の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、本件吸収分割により、セントラル硝子プロダクツが負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みに問題はないと判断しております。

以上



吸収分割契約書

セントラル硝子株式会社（以下「甲」という。）及びセントラル硝子プロダクツ株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 （吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、会社法第 2 条第 29 号に定める吸収分割の方法により、硝子繊維事業及び電子材料用硝子事業を除く、甲の営む建築用硝子及び自動車用硝子に係る製造・販売事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本件分割」という。）。

第 2 条 （当事者の商号及び住所）

本件分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号： セントラル硝子株式会社

住所： 山口県宇部市大字沖宇部 5253 番地

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号： セントラル硝子プロダクツ株式会社

住所： 三重県松阪市大口町 1521 番地 2

第 3 条 （承継する権利義務）

1. 本件分割に際し、乙が甲から承継する権利義務は、本件分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）における別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、負債、契約その他の権利義務（以下「本件承継権利義務」という。）とする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾、同意等を要するものについては、当該許認可、承諾、同意等の取得を条件として、当該権利義務を移転承継する。
2. 本件承継権利義務のうち、本件分割の効力による権利義務の移転が生じないものについて、甲において当該権利義務の移転のために必要な手続を別途行ったにもかかわらず乙への移転ができなかった場合には、甲の責に帰すべき事由がある場合を除き、乙に対して一切の責めを負わないものとし、甲及び乙は、当該権利義務について、承継対象権利義務に含まれなかったものとみなす。
3. 甲から乙に対する債務の承継は、全て免責的債務引受けの方法による。甲は、当該承継する債務について履行その他の負担をしたとき（会社法第 759 条第 2 項に基づき履行その他の負担をしたときを含むがこれに限られない。）は、乙に対してその負担

の全額について求償することができる。

4. 本件承継権利義務（特許権その他の知的財産権を含む。）に関する登記、登録、通知等の手続に要する登録免許税その他一切の費用（弁護士費用を含む。）は、当該手続を行う当事者が負担する。
5. 本件分割に際し、本件承継権利義務に対して課税される公租公課については、本件効力発生日の前日までについては甲が、本件効力発生日以降（当日を含む。）については乙が、それぞれ日割りにて負担する。甲又は乙は、本項に基づき相手方当事者が負担する公租公課を支払った場合、相手方当事者に通知の上、速やかに精算するものとする。

第4条 （会社分割の効力発生日）

本件効力発生日は、2023年4月1日とする。但し、本件分割の手続の進行に応じて必要がある場合、甲及び乙は、協議の上、合意により本件効力発生日を変更することができる。

第5条 （分割対価）

乙は、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として、普通株式 9,000 株を発行し、そのすべてを甲に対して割当交付する。

第6条 （増加する資本金及び準備金の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|--------------|---|
| (1) | 資本金の増加額 | 金 9,000 万円 |
| (2) | 資本準備金の増加額 | 金 0 円 |
| (3) | その他資本剰余金の増加額 | 会社計算規則第 37 条第 1 項に規定する株主資本等変動額から前各号に定める増加する資本金の額及び資本準備金の額を控除した額 |
| (4) | 利益準備金の増加額 | 金 0 円 |

第7条 （株主総会による承認等）

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の定めに従い、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。
2. 乙は、本件効力発生日の前日までに、その株主総会において、本契約の承認その他の本件分割に必要な事項に関する決議を得るものとする。

第8条 （本契約の変更又は解除）

甲及び乙は、本契約締結日から本件効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態、資産若しくは負債、又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に

重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を合意解除することができる。

第9条 （本契約の効力）

本契約は、前条に基づき本契約が解除された場合、又は本件効力発生日の前日までに第7条第2項に定める乙の株主総会の承認が得られない場合、若しくは本件分割の実行に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第10条 （競業禁止義務）

甲は、本件分割に関して、乙に対し、競業禁止義務（会社法第21条に基づくものを含むが、これに限られない。）を負わないものとする。

第11条 （準拠法及び管轄合意）

本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に起因又は関連して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 （本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

(以下余白)

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年5月23日

山口県宇部市大字沖宇部 5253 番地
(甲) セントラル硝子株式会社
代表取締役 清水 正



三重県松阪市大町 1521 番地 2
(乙) セントラル硝子プロダクツ株式会社
代表取締役 入澤 稔



承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、以下に記載する資産、負債、契約（雇用契約を含む。）、その他の権利義務を承継するものとする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の額の評価については、2022年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに、本件効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

(1) 承継する資産

本件効力発生日における本件事業に属する以下の資産の一切を承継する（但し、(2)に記載の承継しない資産を除く。）。

① 流動資産

現金及び預金、受取手形、売掛金、棚卸資産、前払費用、未払収入金、その他の流動資産

② 固定資産（但し、関係会社株式及び投資有価証券を除く。）

土地及び建物、構築物、機械及び装置、その他の有形固定資産及び無形固定資産、その他の投資及びそれに相当する資産

③ 関係会社株式

以下に掲げる関係会社に係る株式

1.	セントラル硝子販売株式会社
2.	セントラル硝子プラントサービス株式会社
3.	セントラル硝子工事株式会社
4.	セントラルグラスモジュール株式会社
5.	三重硝子工業株式会社
6.	日本特殊硝子株式会社
7.	セントラル・サンゴバン株式会社

8.	セントラル・サンゴバン・インベストメント株式会社
9.	PT Central Saint-Gobain Sekurit Indonesia
10.	タカラ化成工業株式会社
11.	釜屋硝子建材株式会社
12.	北陸板硝子株式会社

④ 投資有価証券

以下に掲げる項目に係る投資有価証券

1.	須賀工業株式会社
2.	関西国際空港土地保有株式会社
3.	株式会社樫野
4.	株式会社サイエンス・クリエイト
5.	山口県流通センター株式会社
6.	松阪カントリークラブ

⑤ 特記事項

以下に掲げる資産についても、いずれも承継の対象とする。

(a) 硝子研究所に関連する以下の資産

松阪市大口町字新地及び多気郡明和町にそれぞれ所在する甲所有に係る土地、建物、構築物（なお、工具器具備品、機械及び装置、車両運搬具、その他無形固定資産、前払費用/長期前払費用、棚卸資産、長期貸付金、及び貸倒引当金は、いずれも含まれない。）

(b) セントラル硝子販売株式会社の北海道支社苫小牧営業所に関連する以下の資産

北海道苫小牧市字勇払に所在する甲所有に係る土地、建物、構築物、機械及び装置、工具器具備品

(c) セントラル硝子プラントサービス株式会社の旧つくば工場に関連する以下の資産

甲所有に係る工具器具備品、棚卸資産（なお、土地、建物、構築物、及び前払費用/長期前払費用は含まれない。）

(2) 承継しない資産

上記(1)にかかわらず、①本件事業以外の甲の事業に主として関連する資産、及び②以下に掲げる資産は、いずれも承継の対象から除外する。

No.	科目	内容
1.	土地	以下に所在する松阪工場に係る各土地のうち、甲がセントラルガラスファイバー株式会社に賃貸している部分 ・ 松阪市大口町字畑新田 926 番地及び 928 番地 1 ・ 松阪市大口町字沖ス 822 番地 4 ・ 松阪市大口町字沖ス 822 番地 6

2. 承継する負債

本件効力発生日における本件事業に属する以下の負債の一切を承継する。

① 流動負債

仕入債務（電子記録債務・支払手形・買掛金）、賞与引当金、未払費用、未払金、預り金、その他の流動負債

② 固定負債

退職給付引当金、特別修繕引当金、その他の固定負債

③ ①及び②に掲げる負債のほか、本件事業に属する一切の債務（不法行為債務、偶発債務（損害賠償責任に基づく債務を含むが、これらに限られない。）、隠れた

債務、簿外債務その他の一切の法的責任を含む。)

3. 契約（雇用契約については、下記 4.に記載のとおり）

(1) 承継する契約

本件効力発生日までに甲が締結している本件事業に属する契約及び当該契約に基づく一切の権利義務を承継する（但し、(2)に記載の承継しない契約を除く。）。但し、当該契約上、当該契約の相手方の承諾を得ずに本件分割による契約及び権利義務の承継を行うことができない場合、又は当該契約の違反となる場合は、本件効力発生日までの間に当該契約の相手方の承諾を得られたものに限る。

(2) 承継しない契約

上記(1)にかかわらず、甲が締結している本件事業に係る契約のうち、①本件事業以外の甲の事業に関連する契約、及び②上記 1.及び 2.により乙に承継されない資産又は負債に係る契約、並びにこれらの契約に基づく一切の権利義務は、いずれも承継しない。

4. 承継する雇用契約

本件効力発生日において本件事業に属する従業員（但し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 103 号。その後の改正も含む。）第 5 条第 1 項に基づき甲に異議を申し出た従業員との間の雇用契約は本件分割による承継対象から除外する。）との間の雇用契約及び当該雇用契約に基づく一切の権利義務（当該従業員に関連する貸付金、前払年金費用、未払費用及び預り金も含まれるが、これらに限られない。）を承継する。

5. 承継する許認可等

本件効力発生日において、主として本件事業に関して甲が保有する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なものを承継する。

6. 知的財産権

本件効力発生日において、甲が保有する本件事業に属する特許権、実用新案権、意

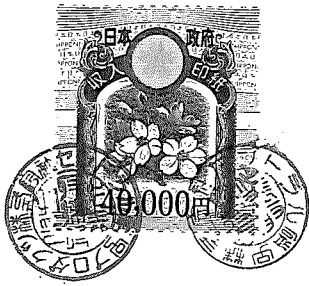
匠権、著作権、商標権その他の知的財産権の一切を承継する。

7. その他

本件承継権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継されることにより甲又は乙において想定外の損失等を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議の上、承継対象権利義務から除外することができる。

以 上





吸収分割契約の変更に関する覚書

セントラル硝子株式会社（以下「甲」という。）及びセントラル硝子プロダクツ株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との間で締結した2022年5月23日付け吸収分割契約書（以下「原契約」という。）について、2023年1月16日（以下「本締結日」という。）付けで以下のとおり合意したので、覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。なお、本覚書における用語は、別途定義されているものを除き、原契約において定義された用語と同一の意味を有する。

第1条 （原契約の変更）

1. 原契約別紙「承継権利義務明細表」の1.（資産）の(2)（承継しない資産）を、以下のとおり変更する。なお、変更箇所は下線で表示している。

（変更前）

上記(1)にかかわらず、①本件事業以外の甲の事業に主として関連する資産、及び②以下に掲げる資産は、いずれも承継の対象から除外する。

No.	科目	内容
1.	土地	以下に所在する松阪工場に係る各土地のうち、甲がセントラルガラスファイバー株式会社に賃貸している部分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 松阪市大口町字畑新田 926 番地及び 928 番地 1 ・ 松阪市大口町字沖ス 822 番地 4 ・ 松阪市大口町字沖ス <u>822 番地 6</u>

（変更後）

上記(1)にかかわらず、①本件事業以外の甲の事業に主として関連する資産、及び②以下に掲げる資産は、いずれも承継の対象から除外する。

No.	科目	内容
1.	土地	以下に所在する松阪工場に係る各土地のうち、甲がセントラルガラスファイバー株式会社に賃貸している部分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 松阪市大口町字畑新田 926 番地及び 928 番地 1 ・ 松阪市大口町字畑新田 <u>927 番地 1</u> ・ 松阪市大口町字沖ス 822 番地 4 ・ <u>(削除)</u>

2. 原契約別紙「承継権利義務明細表」の6.(知的財産権)を、以下のとおり変更する。なお、変更箇所は下線で表示している。

(変更前)

本件効力発生日において、甲が保有する本件事業に属する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産権の一切を承継する。

(変更後)

本件効力発生日において、甲が保有する本件事業に属する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産権の一切を承継する。但し、①本件効力発生日時点において本件事業以外の甲の事業に使用される知的財産権、及び②別添「承継対象外商標一覧」に掲げる知的財産権は、いずれも承継しない。

第2条 (原契約の条項の有効性)

甲及び乙は、本覚書に明示的に規定された事項を除き、原契約の各条項は、変更されることなく、有効に存続することを相互に確認する。

第3条 (準拠法及び管轄合意)

1. 本覚書は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本覚書に起因し又はこれに関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第4条 (本覚書に定めのない事項)

本覚書の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

(以下余白)

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2023年1月16日

山口県宇部市大字沖宇部 5253 番地
(甲) セントラル硝子株式会社
代表取締役 社長執行役員 清水 正



三重県松阪市大町 1521 番地 2
(乙) セントラル硝子プロダクツ株式会社
代表取締役社長 入澤



承継対象外商標一覧

No.	国名	国名	登録番号	登録日	出願番号	出願日	商標	更新期限日
1	JP	日本国	5318605	2010/4/23	2010-007174	2010/2/2	CENTRAL GLASS	2030/4/23
2	KR	大韓民国	4006393140000	2005/11/16	4020040049409	2004/11/1	CENTRAL GLASS	2025/11/16
3	JP	日本国	5308176	2010/3/12	2009-036561	2009/5/18	CENTRAL GLASS	2030/3/12
4	JP	日本国	5297792	2010/1/29	2009-054591	2009/7/17	CENTRAL GLASS	2030/1/29
5	JP	日本国	5297793	2010/1/29	2009-054597	2009/7/17	CENTRAL GLASS	2030/1/29
6	CA	カナダ	TMA819056	2012/3/5	1449102	2009/8/26	CENTRAL GLASS	2027/3/5
7	TW	台湾	1528891	2012/7/16	101880094	2009/8/28	CENTRAL GLASS	2032/7/15
8	TW	台湾	1620758	2014/1/1	102880270	2009/8/28	CENTRAL GLASS	2023/12/31
9	GB	イギリス	UK00801015002	2010/9/30	1015002	2009/7/24	CENTRAL GLASS	2029/7/24
10	MP	マドリッド	1015002	2009/7/24	1015002	2009/7/24	DOUBLE SQUARE + CENTRAL GLASS (logo)	2029/7/24
11	US	アメリカ合衆国	1015002	2010/9/28	1015002	2009/7/24	DOUBLE SQUARE + CENTRAL GLASS (logo)	2029/7/24
12	KR	大韓民国	1015002	2012/1/18	1015002	2009/7/24	DOUBLE SQUARE + CENTRAL GLASS (logo)	2029/7/24
13	EP	ヨーロッパ特許庁	1015002	2009/7/24	1015002	2009/7/24	DOUBLE SQUARE + CENTRAL GLASS (logo)	2029/7/24
14	CN	中華人民共和国	1015002	2009/7/24	1015002	2009/7/24	DOUBLE SQUARE + CENTRAL GLASS (logo)	2029/7/24
15	ID	インドネシア	IDM000242480	2010/3/29	D002008000363	2008/1/4	DOUBLE SQUARE + CENTRAL (logo)	2028/1/4
16	US	アメリカ合衆国	2640257	2002/10/22	75894471	2000/1/12	DOUBLE SQUARE + CENTRAL (logo)	2022/10/22
17	GB	イギリス	UK00002219344	2000/1/13	2219344	2000/1/13	DOUBLE SQUARE + CENTRAL (logo)	2030/1/13
18	CA	カナダ	TMA556474	2002/1/16	1042729	2000/1/13	DOUBLE SQUARE + CENTRAL (logo)	2032/1/16
19	FR	フランス	3001447	2000/1/14	3001447	2000/1/14	DOUBLE SQUARE + CENTRAL (logo)	2030/1/14
20	DE	ドイツ連邦共和国	30003538	2000/7/31	30003538.1	2000/1/20	DOUBLE SQUARE + CENTRAL (logo)	2030/1/31
21	CN	中華人民共和国	4774159	2008/6/7	4774159	2005/7/12	DOUBLE SQUARE (logo)	2028/6/6
22	CN	中華人民共和国	4774160	2008/6/7	4774160	2005/7/12	DOUBLE SQUARE (logo)	2028/6/6
23	CN	中華人民共和国	4774158	2009/3/7	4774158	2005/7/12	DOUBLE SQUARE (logo)	2029/3/6
24	CN	中華人民共和国	4774157	2009/3/21	4774157	2005/7/12	DOUBLE SQUARE (logo)	2029/3/20
25	KR	大韓民国	4006408350000	2005/11/29	4020040048280	2004/10/25	DOUBLE SQUARE (logo)	2025/11/29
26	ID	インドネシア	IDM000244830	2010/4/28	D002008000364	2008/1/4	DOUBLE SQUARE (logo)	2028/1/4
27	US	アメリカ合衆国	0851024	1968/12/28	72274409	1967/6/21	DOUBLE SQUARE (logo)	2028/6/18
28	CN	中華人民共和国	4774146	2008/6/7	4774146	2005/7/12	05T00028; 「中央硝子」 12類 中国	2028/6/6
29	CN	中華人民共和国	4774145	2009/6/14	4774145	2005/7/12	05T00029; 「中央硝子」 19類 中国	2029/6/13
30	CN	中華人民共和国	4774144	2009/3/14	4774144	2005/7/12	05T00030; 「中央硝子」 21類 中国	2029/3/13
31	CN	中華人民共和国	4774147	2008/6/7	4774147	2005/7/12	05T00027; 「中央硝子」 9類 中国	2028/6/6
32	JP	日本国	5297794	2010/1/29	2009-054608	2009/7/17	セントラル硝子	2030/1/29
33	JP	日本国	2388478	1992/3/31	S63-036801	1988/3/31	セントラル硝子 (社章)	2032/3/31
34	JP	日本国	2475540	1992/11/30	H01-130032	1989/11/15	セントラル硝子 (社章)	2032/11/30
35	CN	中華人民共和国	4774152	2009/6/21	4774152	2005/7/12	05T00022; 「CENTRAL GLASS」 19類 中国	2029/6/20
36	CN	中華人民共和国	4774151	2009/7/7	4774151	2005/7/12	05T00023; 「CENTRAL GLASS」 21類 中国	2029/7/6
37	CN	中華人民共和国	4774153	2008/6/7	4774153	2005/7/12	05T00021; 「CENTRAL GLASS」 9類 中国	2028/6/6
38	JP	日本国	5774833	2015/6/26	2015-021521	2015/3/10	CGS∞セントラル硝子販売	2025/6/26
39	JP	日本国	6126175	2019/3/1	2018-064364	2018/5/17	CGE∞セントラル硝子工事	2029/3/1
40	JP	日本国	6641222	2022/11/16	2022-066476	2022/6/10	セントラル硝子プロダクツ	2032/11/16
41	JP	日本国	6641223	2022/11/16	2022-066655	2022/6/10	CENTRAL GLASS PRODUCTS	2032/11/16
42	JP	日本国	5077131	2007/9/14	2007-007648	2007/2/1	窓∞セントラル硝子\の宅配便	2027/9/14
43	JP	日本国	5077132	2007/9/14	2007-007649	2007/2/1	窓∞セントラル硝子\の宅配便\Central Reform Partners	2027/9/14

以上



セントラル硝子プロダクツ株式会社
貸借対照表

(2022年4月1日)

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
I. 流動資産	10,000,000	I. 流動負債	0
現金及び預金	0	買掛金	0
売掛金	0	未払法人税等	0
商品及び製品	0	未払費用	0
仕掛品	0	未払消費税	0
原材料	0	賞与引当金	0
貯蔵品	0	未払金	0
短期貸付金	0	預り金	0
前払費用	0		
未収入金	10,000,000	II. 固定負債	0
		退職給付引当金	0
II. 固定資産	0		
1 有形固定資産	0	負債の部 合計	0
建物	0		
構築物	0	(純資産の部)	
機械及び装置	0	I. 株主資本	10,000,000
車輛運搬具	0	資本金	10,000,000
工具器具備品	0	利益剰余金	0
土地	0	利益準備金	0
2 無形固定資産	0	その他利益剰余金	0
電話加入権	0	別途積立金	0
ソフトウェア	0	繰越利益剰余金	0
3 投資その他の資産	0		
保証金	0		
繰延税金資産	0	純資産の部 合計	10,000,000
資産の部 合計	10,000,000	負債及び純資産の部 合計	10,000,000